

## ■罰則について

問： 法人の所在地の表示が変更になった場合の登記の申請をしなかった場合、何か罰則はありますか。

答： 会社法第九百七十六条第一項の規定により、百万円以下の過料に処される可能性があります。

## ■無料ハガキについて

問： ハガキは実施日より前に投函してもよいですか。  
50枚以上必要な場合はどうすればよいですか。

答： 事前のお知らせとして実施日以前に発送していただいて構いません。新住所の効力発生日は2016年7月18日となりますので、ご注意ください。ハガキの追加は町田郵便局へお問い合わせください。

問： 配布されたハガキについて、裏面の文面が企業として取引先に出すのには使いにくい内容ですが、何か方法はないですか。

答： 郵便局が作成しているハガキで発送する限りは無料となりますが、それ以外の形で発送する場合は有料となります。文面を変更される場合はシール等をご利用ください。宣伝等、住所変更をお知らせする内容でないものは有料になりますので、ご注意ください。

## ■求人票・雇用保険について

問： 雇用保険に関して、住所変更手続きは必要となりますか？

答： 手続きが必要になります。  
手続き方法は下記手順でお願いします。  
・労働基準監督署 町田支署において、  
「名称所在地変更届」に「住所番号決定通知書」（市発行の証明書）を添付して届出を行う。  
・続いて、ハローワーク町田において、  
「雇用保険事業主事業所各種変更届」に「名称所在地変更届（控）」と「住所番号決定通知書」（市発行の証明書）を添付して届出を行う。

どちらの手続きも、住居表示実施日である7月18日以降にお願いいたします。

詳細につきましては、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

- ・労働基準監督署 町田支署  
町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎2階  
電話：042（724）6881
- ・ハローワーク町田 雇用保険課適用係  
町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎2階  
電話：042（732）7398

問： 求人票に関して、住所変更手続きは必要となりますか？

答： 変更になった旨の連絡が必要になります。

※雇用保険の手続きが完了した後、ハローワーク町田 分室（事業所部門）に連絡いただければ、書類等による手続きは不要とのことです。

連絡は、住居表示実施日である7月18日以降にお願いいたします。

詳細につきましては、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

- ・ハローワーク町田 分室（事業所部門）  
町田市中町2-2-5 河原ビル2階  
電話：042（732）7397